

5分で読める

ちょっと役に立つ

# 『ペイオフQ&A集』

銀行がつぶれたら預金はどうなるか？  
基本の基本を解説

平成24年12月

## 銀行がつぶれたら



従来外銀国内支店の円預金は預金保険制度の対象外でした。つまり保護されていませんでした。今回、法改正で保護されることになるようです。あらためて銀行がつぶれた場合の預金の保護について知りたいです。



わかりました。以下の切り口で預金の保護内容を説明します。

- ①保護される預金は何か？
- ②保護される金額はいくらまでか？
- ③預金口座がいくつもある場合はどうなるのか？
- ④保護された預金はいつ引き出せるのか？
- ⑤預金と借入があった場合はどうなるのか？



## 保護される預金は？



金融機関がつぶれても保護される預金と保護されない預金を教えてください。



私たちが預ける

・ **主な保護される預金は**

当座預金、普通預金、納税準備金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、掛金、ビッグ等の貸付信託、ワイド等の金融債など。

・ **主な保護されない預金は**

外貨預金、確定拠出年金の積立金以外の部分。



## 全額保護される預金は？



私たちが預ける

・ **主な全額保護される預金は？**

当座預金。

決済用普通預金という名称で取り扱われている利息のつかない普通預金。

上記預金は1,000万円以上でも全額保護されます。

## 保護される金額はいくらまでか？



元本1,000万円とその利息が保護されます。  
詳しく教えてください。



保護される金額は？ 一預金者あたり

元本1,000万円まで



その利息



夫の預金、妻の預金と別々の名義です。それぞれ保護されるのですか？



保護される金額は？ 一預金者あたりですから夫の預金、妻の預金も別々に保護されます。



元本1,000万円まで



その利息



元本1,000万円まで



その利息

## 預金口座がいくつもある場合？



いくつかの口座がある場合はどうなるのですか？



「名寄せ」作業をして、預金者、預金を特定します。「名寄せ」とは、預金者の氏名、生年月日、住所、口座番号、預金の種類、預金元本額、利息額等のデータ集約、合算することです。



例えば、個人事業主の預金の場合は「名寄せ」とどうなるのですか？



- ・ 個人事業主の「●●商店」と屋号名義の預金口座。
- ・ 事業主の「▲▲▲▲」と個人名義の預金口座。

「名寄せ」と同じ預金者の一口座預金になります。

例えば、

「●●商店」の屋号名義残高が1,000万円。

「▲▲▲▲」の個人名義が1,000万円。

この場合の両口座は合算されます。つまり一預金者の2,000万円の一口座になります。保護される金額は1,000万円だから1,000万円は戻りません。



法人口座がある場合はどうなるのですか？



法人口座は、一法人、一預金者になります。

例えば、

「●●商店」の法人会社名義残高が1,000万円。

「▲▲▲▲」の法人会社役員個人名義が1,000万円。

この場合の両口座は別々となりますから2,000万円が戻ってきます。



私は、普通預金と定期預金をしています。

両口座を合算すると1,000万円を超えます。

どう保護されますか？



- (1) 総合口座でない普通預金
- (2) 満期が早い定期預金口座
- (3) 満期が同じ定期預金なら金利の低い口座
- (4) 総合口座(定期預金セット)で自動貸越がされている口座の順番に保護されます。

例：①総合口座でない普通預金…500万円

②1年定期預金(6月10日満期日)…200万円

③1年定期預金(10月10日満期日、金利0.1%)…200万円

④1年定期預金(10月10日満期日、金利0.2%)…200万円

⑤総合口座・自動貸越あり…300万円

この場合は、①から③の順で保護されます。

④の200万円のうち100万円までで合計1,000万円になります。そこまで保護されます。

④の100万円と⑤は戻ってきません。

## 保護された預金はいつ引き出せるのか？



つぶれたら銀行からいつ保護された預金を引き出せるのか？



銀行がつぶれたら「預金保険機構」が保護される預金をただちに救済します。

例えば、

- ・ 金曜日の営業終了後に銀行がつぶれた。
- ・ ただちに土曜日と日曜日に名寄せを行います。
- ・ 月曜日には、営業を再開・継続します。

銀行がつぶれた場合には上記の手続きで対応することになっています。

そうすれば、

- ・ 当座預金。
  - ・ 利息のつかない普通預金。
  - ・ それ以外の保護されている預金の元本1,000万円。
  - ・ 破綻日までの利息
- を引き出すことができます。

従って、あわてて引き出す必要はありません。

## 預金と借入があった場合はどうなるのか？



総合口座で借入をしていた場合はどうなりますか？



例えば

- ・ 総合口座（定期預金1,500万円）
- ・ 自動貸越500万円。

この場合に

- ・ 総合口座の定期預金1,500万円の内、1,000万円が保護されます。
- ・ 残り500万円は保護されません。
- ・ となると、500万円の借入が残ってしまいます。
- ・ 従って、この場合には、定期預金1,500万円の1,000万円を超える500万円と自動貸越500万円とを相殺します。
- ・ そうすれば、残った定期預金1,000万円は保護されます。
- ・ ただし、相殺は自動的に行われません。
- ・ 預金者が自分でつぶれた銀行に申し込み手続きをすることが必要です。

預金保険制度の解説を参考にしました